

平成24年度第2回白井市入札等監視委員会会議録

1. 開催日時	平成25年1月29日(火) 午後1時45分から午後3時15分まで
2. 開催場所	市役所本庁舎3階特別会議室
3. 出席者	委員 横溝委員長、橋本委員、平田委員 事務局 管財契約課 湯浅課長、斎藤副主幹、佐藤主査補
4. 傍聴者	なし(非公開)
5. 議題等	委員長挨拶 議題(1)前回会議指摘事項の対応について 議題(2)平成24年度上半期分の入札契約審査 議題(3)平成24年度上半期分の随意契約の審査 議題(4)その他
6. 配付資料	・次第 ・入札等監視委員会からの指摘事項の対応について(議題1) ・平成24年度上半期入札状況(議題2) ・平成24年度上半期随意契約一覧表(議題3)
7. 議事	以下のとおり
事務局	・それでは、ただいまから平成24年度第2回入札等監視委員会を開催します。 ・はじめに委員長からご挨拶をお願いします。
委員長	・本日はご多忙の中、お越しいただきありがとうございます。 ・設置から1年が経過しますが、白井市の入札契約の手続きの公正性の確保、透明性の向上といったところをきちんと見ていくという趣旨で設置されています。今後ともよろしくお願ひします。 ・本日は平成24年度上半期入札状況などの議題があります。ご質問等いろいろあることと思いますが、時間も限られておりますので、迅速、かつ、慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	・ありがとうございました。 ・この後の議事につきましては、委員長に進行をお願いいたします。
委員長	・それでは議事に入ります。 ・議題(1)前回会議指摘事項の対応について、市で指摘事項に対する検討をしてもらったのでその内容について事務局から説明をお願いします。
事務局	・議題(1)前回会議指摘事項の対応についてご説明します。 議題1 入札等監視委員会からの指摘事項の対応について それでは、前回会議において、本委員会からご指摘をいただきました項目につきましてご説明させていただきます。 資料につきましては、事前に送付させていただきました会議資料の1ページから12ページとなります。

それでは、1ページの(1)市内業者の育成と適正な予算・税金の使い方についてからご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

市内業者の育成と適正な予算・税金の使い方につきましては、前回の会議において、「一般競争入札で市内に限定する場合、競争性は生まれるのか疑問がある」、「市内業者育成と競争性のバランスをどうとるのか。バランスをとったときに値段にどう跳ね返るかという税金の使い方の話があり、どちらが良いのかという疑問がある」ということで、「今後検討する必要がある。」というご意見がございました。

近隣市の状況等の調査を行いましたので、最初に市内業者の選定方法について市の選定方法と近隣市の選定方法についてご説明いたします。

市の業者の選定方法については、資料の5ページから8ページに資料2として添付しました「競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準」を定めており、業種や設計金額により、市内業者及び準市内業者に限定するものと市外業者まで地域要件を拡大して設定するものがあります。

建設工事の事例で説明させていただきますので、4ページの資料1をご覧ください。

一番上の表ですが、例えば、一般競争入札による5000万円未満の建設工事、土木一式又は舗装工事は、参加資格要件として原則として市内・準市内業者であることを地域要件として設定しています。5000万円以上7000万円未満の建設工事の地域要件は、市内、準市内から県内まで拡大して設定し、等級の格付けもBランク以上に設定しています。

AランクとかBランクの格付けは、4ページの下段に記載しています「有資格業者の等級の格付」で、この等級は経営事項審査の結果通知による審査採点により格付けしたもので、点数が高いほど大規模な工事を受け負うことができる事業者となります。

1000万円未満の指名競争入札においては指名業者数を定めていますが、市内・準市内事業者で対応可能と判断される案件は市内・準市内業者の指名を優先的に行っていきます。

地方公共団体における調達はその財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりませんが、地域活性化の観点からは地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、市では地域経済の活性化や地元企業育成のため、一定の条件を付けた上で市内業者への発注を行っています。

他市の状況は、資料の1ページの「近隣市における市内業者の選定方法」をご覧ください。

他市においても市内業者又は準市内業者への発注を行っており、白井市と同様に市内の事業所で履行ができない場合や市内の業者数が足りない場合などは、準市内、市外と地域要件を拡大しています。

次に入札による市内業者の受注状況についてご説明しますので、2ページをご覧ください。

市では地域経済の活性化や地元企業育成のため、市内業者で履行可能なものは市内業者へ発注を行っていますが、平成23年度実績では市内業者の受注状況は34.3%となっています。

入札結果からは、市内の入札参加資格登録業者数が少ない業種や市内に中小企業しかないという地域環境も影響し、市外業者の受注割合が多いという結果がでています。

3ページをご覧ください。

今後の対応としては、地方公共団体における調達はその財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならないことから、白井市では入札・契約制度の公平性、透明性、競争性の確保を図り、予算の適正な執行に努めています。

しかしながら、地域活性化の観点からは、地元企業が市の事業を受注し、地域経済に貢献することも考慮する必要があり、また、平成25年度から施行予定の産業振興条例では、市内事業者の育成を促進するため、市内事業者の受注機会の確保を市の責務として位置付けているところですので、今後も落札状況等の分析等を行い、市内業者育成と適正な予算の使い方のバランス等を考慮しながら入札を実施していきたいと考えています。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長

・説明ありがとうございました。質問、意見などありましたらお願いします。

委員

・今回の資料で白井市の制度と入札結果、近隣市の制度についてはわかるが、近隣市の入札結果、実績を分析したらどのような結果になるのか、実績を比較したものはありますか。
・入札の仕方の議論と効率の議論は別で、効率の基準のようなもの、比較できるようなものがないでしょうか。

事務局

・1点目の近隣市の市内事業者の落札結果などについてですが、市の公表の仕方がまちまちで予定価格と落札金額などを公表している市もあれば、落札結果のみを公表している市もありますので、比較する資料はなかなか作れない状況です。
・2点目の効率については、そこまでの分析はできていません。

委員

・白井市の状況を分析するだけでは限界があるので、千葉県内の同じような市の状況を分析した資料があるのか、ないのか、ということと、今後そのような資料を千葉県にお願いしたら千葉県ではそのような資料を出してくれるのでしょうか。資料がないと比較ができず、良いか悪いかの判断ができない。
・それから、実績の件数はわかるが、落札率が示されていないと実績データとしては少し残念。

事務局

・次回の会議の際に落札率のわかる資料を作成させていただきたいと思います。

委員長

・落札率については次回から資料に含めてもらうとして、千葉県から近隣市のデータをもらうことはできるのか。そもそも千葉県でそのようなデータを持っているのでしょうか。
・現時点で各市から千葉県に報告していないのであれば、今後のデータとりまとめや提供を千葉県に提言するにはどうすれば良いのでしょうか。

委員	<ul style="list-style-type: none">・今、千葉県にデータがあるかどうかはわからないが、そういう仕組みはあった方が良い。千葉県が標準的な指標になるものを示せると良いと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・近隣の印西市などから落札率の資料が提供してもらえば提供してもらって、次の会議の資料として示せると思う。また、電子調達システムを千葉県と市町村で共同で利用していく、その協議会があるので、協議会の会議で問題提起ができればそこで諮りたいと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none">・たとえば一般競争入札を行う場合は公告をすると思うが、どのように公告しているのですか。事業者は、電子入札システムを見れば県内の公告が見られるのか、それとも各市のホームページに入らないとわからないのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・電子調達システムを使用している自治体の分については共通の窓口があるので、そこから見ることができます。・白井市の場合は電子調達システムの他、ホームページと建設新聞への掲載も行っています。
委員	<ul style="list-style-type: none">・4ページの工事業者の数について、建築の業者が7者ということで少ないと感じますが毎年このような状況なのか、それとも今年度は入札予定が少ないから登録していないのか、どちらなのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・この数字は平成24年度・25年度の入札参加適格者名簿の登録者数です。・建築の市内業者は7者ですが、この7者のみで入札を行うということではなく、工事の規模、設計金額に応じて一般競争入札になるのか、指名競争入札になるのかを判断して、1,000万円以上であれば一般競争入札を行います。
委員	<ul style="list-style-type: none">・入札参加適格者名簿に登録していなくても入札参加は可能ですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・登録していない事業者は参加できません。
委員	<ul style="list-style-type: none">・登録していないと参加できないのであれば、最大数は7者になるということですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・地域要件を市内・準市内に限定した場合はそれなります。5,000万円以上の工事になれば県内まで拡大するので事業者は増えます。
委員	<ul style="list-style-type: none">・白井市以外の県内事業者も白井市の名簿に登録しているのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・しています。
委員長	<ul style="list-style-type: none">・他に特になければ議題1(1)は以上とします。

事務局	・次回の会議にはご意見いただきました資料についても作成させていただきたいと思います。
委員長	・続きまして議題(2)図書購入を定価より安価で購入できる方法について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>(2)図書購入を定価より安価で購入できる方法についてご説明いたします。</p> <p>資料は9ページから11ページになります。</p> <p>前回の会議で、図書の購入について、「図書は再販価格があるが割引価格で買おうと思えば買える。組合のような組織が書店の機能をもっていて、そこを経由すると割引で買える制度があり、再販制度に抵触しない形で組合を作るなど、何らかのルートを作れば安く買える。」というご意見をいただきました。</p> <p>本日は、白井市及び他市の現状等と今後の対応について、ご説明させていただきます。</p> <p>資料の9ページをご覧ください。</p> <p>最初に、安価で購入できる団体等についてですが、独占禁止法第23条5項規定により、図書・雑誌などの著作物の再販契約を遵守する義務を負わない団体もあり、共済組合・生活協同組合や、大学生協などでは再販商品であっても値引きが行われていることがわかりました。その団体が自己の組合員等のために各出版社と個々に契約し、専門書など特定の図書を割引価格で販売しています。</p> <p>前回会議で委員がおっしゃっていた「組合のような組織が書店の機能をもっていて、そこを経由すると割引で買える制度」はこの方法と思われます。</p> <p>次に、図書・雑誌などは一定期間が過ぎても本が売れなかつた場合、書店は返品条件に従つて本を取次店に返品できることを条件に委託販売していますが、買い取りの場合は適用されませんので、図書館に納本する場合は買い取りのため割引が行われている場合もあるようで、この場合、業者間での再販価格維持契約の契約条項に「官公庁の入札に関しては再販売価格の維持を除外する」旨の規定を定めており、適用除外団体でなくても定価より安く購入する事は可能です。</p> <p>調査の結果、生活協同組合などが組合員のために図書を購入する方法で、図書館の図書を購入することは難しいと思われますが、単純に図書だけを購入した場合と現在の購入方法との比較、入札等を実施した他市の事例について、検討しましたのでご説明いたします。</p> <p>はじめに、白井市の購入方法についてご説明いたします。</p> <p>白井市では、地元企業の育成のため、市内業者及び近隣市の4業者で構成している「白井市書店協同組合」から随意契約により本の定価で購入しています。</p> <p>平成23年度では、約17,500冊を本の定価である29,625,691円で購入しています。</p> <p>この29,625,691円の中には、本を汚れから守るビニールコーティング、本の貸し出しや分類に使用する分類番号等の添付を装備するための費用が含まれており、1冊あたりの装備代</p>

は187円で、17,500冊分で計算した場合、3,272,500円となりますので、実質11%引きで図書を購入していることとなっています。

図書館の図書は図書館の書棚に並べるまでには、たくさんの作業が必要です。

図書の選定からはじめり、発注、納品があった図書を市民が検索するための書誌データの作成、分類記号の貼付やビニールコーティングの装備などを行ったものが、図書館の書棚に並ぶわけですが、図書だけを購入し、職員がデータ作成及び装備を行う場合と現在の発注方法の経費比較を行いました。

図書だけを購入し、職員がデータ作成及び装備を行う場合の経費の積算については、業者が図書の購入と装備を別に行なった場合にかかる時間を提示した資料がありましたので、その時間を基に正規職員が行った場合と臨時職員が行った場合で積算しています。

申し訳ありませんが、資料の現在の発注方法欄に図書の選定時間を含めていませんでしたのでその時間を含めますと、図書の選定から発注に約9分の時間を要しているという計算で、正規職員の平均時間単価2,080円×9分÷60分×17,500冊=5,460,000円を3,170,000円に足しますと8,630,000円という計算になります。(資料訂正済み)

図書だけを購入し、職員がデータ作成及び装備を行う場合の経費よりも図書と書誌データや装備などを一体で購入する現在の発注方法の方が、経費が削減されている計算になります。この積算は、実際に実施した作業時間を基に行った厳密な計算ではないので、参考としていただければと思います。

10ページをご覧ください。

他市の入札などを実施した事例についてご説明いたします。

市内に書店協同組合がある自治体においては概ね白井市と同様の扱いとなっていますが、書店協同組合が無い市については、入札や見積合せにより業者を選定しています。

A市の事例では市内に書店協同組合が無く、以前から随意契約により(株)図書館流通センターから図書を購入していましたが、契約の見直しで入札を実施しました。

入札結果は、仕様内容を電算用書誌データ及びビニールコーティングなどの装備付きしたことから、入札参加者は随意契約をしていた(株)図書館流通センター1者で、(株)図書館流通センターが落札しました。

B市の事例では、従来は市内の書店協同組合から随意契約により図書を購入していましたが、市内の書店協同組合が平成23年度で解散したため、平成24年度は地元書店も含めた4者による見積合せを実施し、見積合せの結果、(株)図書館流通センターと契約しました。

装備付きで納本ができる業者が限られているため、入札や見積もり合せを行っても同じ業者が落札したという結果になっています。

次に白井市で入札や見積合せを行う場合の検討課題について、ご説明いたします。

課題については、3つほど挙げられます。

①新刊本の初版の購入方法

図書という商品は種類がきわめて多く、現在流通しているものは約60万点にのぼり、新刊発行点数も年間約6万5千件になり、出版社は売れ行き不振を補うため、新刊中心主義の販売を行つておる、初版約3,000冊で収益を上げて重版は行わない出版社が増えていることから、図書館で必要とする本を確実に収集するには新刊図書の初版本をいち早く押さえる必要があり、入札を行う時間的余裕がありません。

②地元業者の育成

白井市書店協同組合の設立については、図書館開設準備段階の平成2～3年に町から働きかけて地元書店育成のため、協同組合を設立してもらい、協同組合を通して(株)図書館流通センターから装備図書等を購入することにした経緯があります。

平成23年度実績では、白井市書店協同組合から約2900万円の図書等の購入をしており、市との取引による収益があると思われるため、一般競争入札により結果として市との契約が無くなつた場合、経営状況に影響を与えることが懸念されます。

③割引率での入札の実施

図書館では毎日出版される図書等を購入するため総額による入札は難しいことから、A市では予定価格を総額ではなく本体価格の割引率で設定し、一般競争入札を行っています。

当市の財務規則では入札を行う場合、価格の総額により予定価格を定めると規定されており、価格の総額で予定価格を定めることができないものについては、単価で予定価格を定めることができますとされていますが、割引率での予定価格の決定については規定されていません。

千葉県立図書館においても入札について検討しましたが、図書等は毎日出版されることから、総額での予定価格の設定が難しいことから県の財務規則に適さないとの判断から入札は実施していません。

11ページをご覧ください。

今後の対応については、一般競争入札を実施することにより現在の流通経路(出版社、取次店、図書流通サービス業者、書店協同組合)から書店協同組合が無くなるため、購入価格は下がりますが、貸し出しを目的としている図書館の図書の流通体制は、

《図書の選定》 → 《発注》 → 《データ入力・装備》 → 《納本》

となっており、競争入札を行う場合はデータ入力及び装備の方法等を仕様に盛り込むことになりますので、データ入力及び装備を取り扱う業者が1者に限定されるため、競争入札に適さないと判断します。

また、図書だけを購入し、書誌データの作成、分類番号の添付、ビニールコーティングなどの装備を職員が行った場合は、人件費負担が増大となることや競争入札に切り替えた場合の地元書店、書店協同組合の経営状況への影響も考慮する必要もあることから、現在の発注方法が適切な方法と思われます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・説明ありがとうございました。質問、意見などありましたらお願ひします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の協同組合で本を購入すると15%引きで買うことができます。おそらく再販契約を遵守する義務を負わない団体に該当するのだと思います。 ・入会時には5, 6千円支払っていると思うが、それ以外には費用を払っていません。 それで15%引きになるということは、粗利がたぶん2, 3割あってそのうちの一部を経費に充てているのだろうと思います。そうしないと組合が成り立たないので。 ・前回の会議で出ました教員用図書の購入代が3, 000万円くらいでかなり高いので、教員用図書も図書館図書も同じようにできれば2, 3割安くなるのではないかと思って問題提起しました。 ・実際にやるかという議論になると資料に記載されているような課題があるのだろうと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の図書はいろいろな方が利用されますので、汚れがつかないようにビニールコーティングをして、背表紙には児童書などの種別にしたがって分類番号を貼っています。 ・その他、図書館の本であることがわかるように表示した状態で納本されます。 ・これらの装備代を含めて定価で購入しています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・装備はたしかに手間がかかると思うし、装備をしてくれるから定価で良いという理屈はわかるが、装備代をどの程度まで見るかというのは別の議論で、A市は装備代を含んだ内容で入札をしている。 ・結果としてどのくらい安くなったのかがわからない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・価格ではなく割引率での入札でしたので金額はわかりません。 ・予定価格を97%で設定して入札しています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・3%安くなったということですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。随意契約の時も97%で契約していたので変わってはいません。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・3, 000万円程度あった教員用図書はどうなりますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生用の教科書などは取次店が決められていて、他の者から購入できません。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・取次店は市が指定していますか。また、価格はどうなっていますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・取次店は国が指定していると思います。価格も決められています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・教員用図書の購入方法は変えられないということですね。 ・図書館の図書はいろいろな議論はあると思うが、A市でできて白井市でできないということはないと思うので財務規則の改正をすればできると思います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・A市の方法で行うことを検討し、必要であれば財務規則の改正を行うと良いかと思います。 ・白井市書店共同組合については、入札に変更すると組合の経営状態に影響があると懸念しているようですが、市が組合の扶養義務を負っているわけではありませんので、この点はあまり考えすぎても仕方ない気はします。 ・本当に必要なことは何か、という発想から考えればいいのではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・書店協同組合の設立目的は何ですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市は小さな市なので、市に図書館ができることで地元の本屋が潰れてしまうのではないかという懸念がありました。 ・中小企業が1社ではできなくても数社が集まって組合を作ることによって市から受注できるようにしようというのが協同組合の目的です。 ・図書館ができるときに地元企業の育成も含めて協同組合を作ったというのが当初の目的であったと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・地元業者の育成と入札制度は相反するものがありまして、地元業者の育成をはかると落札率が高いなどの指摘を受けることがあります。 ・税金を使っており安く、なるべく良いものを、という大前提があります。 ・今回、審議いただいている図書については、市の図書館や他市町村に照会をかけたところですが、地元業者育成という部分と入札制度の狭間にあって、一朝一夕に解決できる問題ではないということがわかりました。 ・委員のみなさんから意見をいただくことで、問題提起できたことだけでも図書館の方もいろいろと勉強になったと思います。 ・次回の会議に今回以上の資料は出せないと想いますので、この件についてはA市の方法が適当であるとわかった時など、購入方法を切り替えさせていただくこととして、今回の会議ではご意見をいただいたということで一度完了とさせていただきたいと思います。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の発注方法が適正であるということを承認するのではなく、地元業者の育成、書店協同組合との関係などを考慮して今後も検討していくということとします。 ・続いて(3)低入札価格調査制度における失格判定基準の算定方法について事務局から説明をお願いします。
事務局	(3)低入札価格調査制度について 非公表
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議での指摘事項3点については以上とします。他にありますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・この3点以外に前回指摘のあった事項についてご報告させていただきます。 ・発注に際しての検討課題ということで、給食配達業務委託などの特殊業務で他者が参入しづらい案件の発注方法については、次回、このような案件を発注する際に検討させて

	<p>いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に状況に応じて検討する課題とすることで、落札率が著しく低い入札が続いた場合に適正に積算するための方法の検討については、このような事案がありませんので、発生した場合は検討してご報告します。 ・その他の検討課題としてご指摘をいただいたものの対応についてご報告させていただきます。 <p>①実態をきちんと反映した工事写真の提出の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認については、担当課が「設計図面と現地確認、詳細な打合せ、履行状況の随时確認」などに行っているが、履行確認の資料として必ず写真を提出させることを徹底することについては、平成24年9月10日付け事務連絡で各課に周知済みです。 ②随意契約の資料として、契約金額の多い事業者20者程度を記載した資料も作成することについては、今回から平成24年度上半期随意契約(業者別金額順)の別資料をお配りさせていただきました。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真関係について周知したということだが、その後従来と比べて何か変わりましたか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・写真がきちんと提出されていることを確認しています。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて議題(2)平成24年度上半期分の入札契約審査について事務局から説明願います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の上半期の入札状況ですが、13ページが全体をとりまとめたもので、14ページ以降が個々の案件を記載した資料です。 ・入札案件の審査については、事前に重点的に審査したい案件をあげていただきましたので、この案件についてご説明させていただきます。 ・まずNo. 1から3の道路改良工事2本と道路修繕工事1本について、一般競争入札なのに辞退者が続出しているが、その理由は何か、というご質問をいただきました。 ・こちらは、3本とも辞退の理由はほぼ同じなのですが、入札参加の申し込みをした後に、他の市の入札で仕事を受けてしまったとか、申し込み後に他の仕事が入ってしまって白井市の仕事までやりきれなくなってしまったという理由でした。 ・事業者は白井市の入札も他の市町村の入札も同時期に参加していますし、市町村以外の民間の仕事もしていますので、今回、このような理由での辞退が多かった状況です。 ・次にNo. 12の農業センター浄化槽設置工事について、2回の入札を行っても予定価格に達する入札がなかったので入札不調となりましたが、この案件に対して不落隨契との区分はとのご質問をいただきました。 ・案件によって入札不調で終わるものと不落隨契まで進むものがありますので、この違いについてご説明します。 ・白井市の場合は、2回目の入札額のうち最も低い額が、予定価格の110%以内に入った場合は不落隨契の交渉ができると規定しています。 ・これは最も低い入札額であっても市の予定価格と大きく離れている場合は、交渉しても事業者に無理をさせてしまうことになりかねないので、110%以内という規定にしているところです。

- ・この110%以内の入札をした事業者がいれば随意契約の交渉を行いまして、相手の事業者が予定価格の範囲内で受注してくれるとなった場合には、不落隨契成立となります。
 - ・110%の範囲内の入札がなければ交渉はせず、入札不調となります。
 - ・ただし、110%以内の入札がある場合でも設計内容の見直しや入札業者の入れ替えをしてあらたに入札を行う時間的余裕がある場合には、不落隨契をせず入札不調として、入札のやり直しを行います。
 - ・次に資料の16ページの小中学校の放射能を除染する校庭除染工事の入札案件ですが、夏休み中に小中学校の除染工事を完了させる、という市の方針がありまして発注を行ったところ、事業者の夏季休業と重なったことから仕事は受けられないということや、夏休み中に終わらせるため工期が厳しくなっていたことなどから辞退者が続出して、ほとんどの案件で入札不調となったものです。
 - ・この除染工事については、その後、工期の見直しをして、発注時期もずらし、再度入札を行いました。
 - ・次に18ページの一覧表の下の入札契約審査会において担当課からの推薦指名業者を変更したものが4点ありますが、理由は何かとのご質問をいただきましたのでご説明します。
 - ・1番目のNo. 13はA者を外してB者を加えたのですが、この案件は15ページの給水設備改修工事という管工事案件で、当初の担当課からの推薦指名業者にはB者が入っていました。
 - ・これに対して入札契約審査会からA社が管工事の登録があるとの指摘を受け、A社に管工事の実績があるならA社を加えて、他の推薦指名業者よりランクの高いB社を外し低いランクの事業者で対応できるものはなるべく低いランクの事業者を指名するよう指示のあったものです。
 - ・2番目のNo. 16、平塚キャンプ場施設撤去工事についても1番目のNo. 13とほぼ同じ内容で、指名から外すこととしたC社が他の指名業者よりランクが高いことから、こちらも低いランクの事業者での入札とするため、指名業者を入れ替えたものです。
 - ・3番目と4番目はNo. 47扇風機設置工事(その2)とNo. 49扇風機設置工事(その3)ですが、No. 46には扇風機設置工事(その1)もあり、学校に順次扇風機を設置する工事となります。
 - ・No. 47の扇風機設置工事(その2)を入札契約審査会で審査した時点では、No. 46の扇風機設置工事(その1)の落札者が決定していませんでした。
 - ・市内には電気工事の事業者は8者いますが、扇風機設置工事は3本とも市の基準で指名業者は7者選定することとなります。
 - ・このため、扇風機設置工事(その1)の落札者となった事業者を扇風機設置工事(その2)の指名業者から外し、扇風機設置工事(その2)の落札者となった事業者を外してそれぞれ7者指名としたものです。
 - ・3本の工事の時期が近かったため、履行期間の重複を考慮して直前の工事の落札者をそれぞれ外しました。
 - ・以上で事前に提出いただきました案件についての説明を終わります。
- 委員長
- ・今の説明に対して何かありますか。

委員	・No. 1からNo. 3のように、事前に入札を申し込んだにもかかわらず辞退というのは例年発生しているのですか。
事務局	・発注時期が他の市町村と重なることがありますので、例年、発生しています。
委員	・業者数がかなり少ないが、これは基準どおりの業者数でしょうか。
事務局	・この案件は一般競争入札なので、申し込み者が少なかったということです。
委員	・入札を行って落札者がない場合に随意契約の交渉をするときは、市の予定価格を事業者に伝えて交渉するのでしょうか。
事務局	・市の規定で、予定価格は入札がすべて終わった後に公表することになっていますので、交渉の時点では予定価格を相手に伝えることはできません。 ・もう少し下げられませんか、といったように、事業者と市の折り合いが付く金額を探っていくような感じで交渉しています。
委員長	・校庭除染工事とは具体的にはどのような工事ですか。
事務局	・校庭の表面を1, 2cm程度削り取ります。削り取った土は学校の敷地内に穴を掘って遮断シートに入れてふたをしてその上に土を乗せる、といった作業を行うものです。
委員長	・汚染された土は校庭内のどこかできちんと保管されているということか。
事務局	・除染作業は、敷地内で発生した汚染物質はその敷地内で保管して、外部には出さないということが原則となっていますので、そのように処理をしています。
委員	・効果はあるのか確認はしていますか。
事務局	・作業を行った後に数値を測っています。
委員	・入札不調がほとんどだったようですが、除染工事の契約が完了したものもありますか。
事務局	・8／13にほとんどの校庭除染工事が入札不調となりましたが、その後、8／27にもう一度入札を行いまして、すべて契約が終わっています。
委員	・日程を変えて入札を行ったら契約できたということですか。

事務局	・はい。
委員	・校庭除染工事のほとんどで事業者の辞退続出による入札不調となっているので、放射能が怖い、という理由で入札不調となったのかと思いましたが、そうではないということですか。
事務局	・開札日が8／13と、お盆の時期に行ってしまったことが原因だと思います。
委員長	・他になければ、続いて議題(3)平成24年度上半期分の随意契約審査について事務局から説明願います。
事務局	・平成24年度上半期分の随意契約の重点審査案件のご提出はありませんでした。 ・重点審査案件がないので、平成25年度からの随意契約について新たな取り組みについて、ご説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員長	・お願いします。
事務局	・地方公共団体の契約については競争入札が原則となっていますが、随意契約は競争入札の方法によらず任意に特定の者を選んで契約する方法で、地方自治法施行令第167条の2、第1項第1号から第9号までに該当しなければ契約することができません。 ・この随意契約について、より一層の適正な運用の確保を図るために、設計金額が一般競争入札の対象となるもので随意契約を締結するものは、市の建設工事等入札契約審査会で審査することにしました。 ・審査にあたりまして審査基準を定めておりますので、概要を簡単にご説明させていただきます。 ・まず、審査対象は、設計金額が一般競争入札の対象となるもので、工事は1,000万円以上、委託は500万円以上、物品は80万円を超えるもの、賃貸借は40万円を超えるものが対象となります。測量等コンサルタント業務は一般競争入札を行っていませんので対象外としています。 ・このうち、随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号、7号、9号であるものを審査対象としています。 ・この理由につきまして、まず、第1号は契約事務の簡素化のため金額が少額のものは随意契約が法律で認められているものですので審査の対象としません。 ・第2号について、随意契約の理由として最も多いのですが、契約ごとの特殊性や合理性などを客観的、総合的に判断する必要があるものなので、審査対象とします。 ・第3号は、法令等に定められているシルバー人材センターや障害者の事業所などと契約する場合に随意契約が認められているものですので審査の対象としません。 ・第4号も第3号と同様に、法令等により新規分野開拓事業認定者と契約する場合に随意契約が認められているものですので審査の対象としません。 ・第5号は、緊急の必要により随意契約を行うもので、審査や入札を行う時間的余裕がないため審査の対象としません。 ・第6号は、競争入札に付す方が随意契約よりも不利と認められる場合によるものですが、価格

の有利不利以外にその業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定する必要があるため、審査対象とします。

- ・第7号は、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがある場合に認められるもので、その価格が妥当なものであるか審査する必要がありますので、審査対象とします。
- ・第8号は、不落隨契ですので、入札を行う前に入札契約審査会の審査を受けている案件のため、審査の対象としません。
- ・第9号は、落札者が契約を締結しないときに認められているのですが、過去にこのような状況が発生したときも入札契約審査会で審査していること、個々の状況を勘案して随意契約を決定する必要があることから、審査対象とします。
- ・第2号については、その契約の内容から、明らかにその事業者でないと契約できないというものもありますので、それについては審査対象から外します。
- ・具体的には、プロポーザル方式や指定管理制度など別に審査機関を設置して業者選定を行う企画競争によるもの、法令等で金額等が決められているもの、法令等で委託方法等が決められているもの、私立保育園運営など市の施策を達成するために特定の者と契約する場合、国や他の地方公共団体と共同で運営するため契約の相手方が特定されるもの、年度当初などで入札による契約を行う前の準備期間のみ随意契約を行うもの、土地購入や土地賃貸借など契約の対象となる場所が特定されて契約相手方も特定されるもの、リース物件の再リースで相手方が特定されるものなどは審査対象としません。
- ・平成25年度分から入札契約審査会に諮って、随意契約を行ってよいかについて審査を行う予定で、4月から契約するものでは35、6件が対象となる見込みです。

委員長

・ただいまの説明に何かありますか。

委員

・対象とする金額がいくら以上とかいくらを超えるとかがあって、表現が少し異なっていますが理由は何ですか。

事務局

- ・設計金額が一般競争入札の対象となるものを随意契約する場合に審査を行うのですが、市の一般競争入札の対象となる設計金額がこのように規定されているので、それに合わせています。
- ・物品と賃貸借は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する金額を超える場合に一般競争入札となりますので、この2つは超えるという表現になります。
- ・工事と委託は1号隨契の額を超えたものが一般競争入札になるのではなく、工事は1,000万円以上、委託は500万円以上を一般競争入札としているため、表現が異なっています。

委員長

・今まで隨意契約の審査は行っていなかったのですか。それとも今まで行っていたものを整理したのでしょうか。

事務局

- ・今まで地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までのいずれかに該当するかどうかを決裁で判断していました。
- ・隨意契約の件数がかなり多くありましたので、担当課の意識改革も含め、より適正な契約が

	できるよう見直しをはかったものです。
委員長	・入札契約審査会からの提案ではなく、契約担当課からの提案ということですか。
事務局	・契約担当課からの提案です。
委員	・従来は随意契約は一切入札契約審査会には諮らなかつたのですか。
事務局	・入札契約審査会には諮っておらず、設計金額によって決められている決裁権者の決裁で手続きを行つてきました。
委員	・他市町村も同じような傾向にあるのですか。
事務局	・近隣市町村に確認したところ、印西市などは実施しております。他には1,000万円以上など高額なものに限定して審査を行つてている市が5市程度あります。
委員長	・入札契約審査会の委員はどのような人たちですか。
事務局	・副市長、各部の部長、管財契約課長で構成しています。副市長が委員長です。外部の人はいません。
委員長	・内部の職員で構成する審査会ではあるが、従来の手続きに比べればチェックが働くから良くなるだろう、ということですね。
委員	・何件程度が審査対象になりますか。
事務局	・厳密な数字はわかりませんが、2号隨契の件数がかなり多いことから各課に昨年11月頃に調査を行つたところ、201件程度ありました。 ・この時点では2号以外のものは確認していませんので、もう少し増えるかとは思います。 ・また、予算時期とも重なつていましたので、新規に契約する案件が予算計上されていればその分も増えるかと思います。 ・これらのうち、内容によって審査対象外となるものを除外しますと、最終的には50件程度になるのではないかと思います。
委員長	・今後は入札契約審査会の審査を経たものも入札監視委員会で審査するのですか。
事務局	・入札契約審査会の審査を経たものも含めて入札等監視委員会で審査をお願いします。
委員	・入札契約審査会で随意契約の審査を行う際には、申請書のようなものが提出されるので

	しょうか。一覧表では随意契約の内容などがわからないので、申請書があるのなら申請書を資料にした方がわかりやすい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・件名、内容、隨契理由などを記載した審査依頼書が1案件につき1枚提出されます。 ・A3の用紙に審査依頼書の内容を転記して一覧表を作成する形でよろしいでしょうか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の資料は結果だけが示されているが、この状態では何をやったのか、予算額に対して安くできたのかなど、中身がわからない。審査依頼書なら内容がわかるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約は事前審査なので、審査依頼書で内容はわかるが契約結果はわかりません。 ・案件の内容、設計金額と予算額、事業の目的、随意契約理由、業者選定理由、過去の契約状況、当初の契約の状況などが記載されています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の実績があるのなら、業者の履行実績、良好だったかどうかなどが反映されて、次の予算のときに議論していくとよいのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の資料の契約方法が全部一者となっているが、一者隨契以外の随意契約はないのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・監視委員会の資料は、10万円以上で一者隨契を行ったものの資料になっています。 ・これ以外に見積合わせを行ったものもありますが、見積合わせは競争性があるということで除外しています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一者隨契の場合、その契約額が妥当かどうかは各担当課はどのように判断していますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、随意契約ができるかどうかについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に該当するかどうかというところで判断しています。 ・金額が少額のものについては、1号隨契になりますが、1号だから1者隨契でいいというわけではなく、見積合わせを行うことが原則です。 ・ただし、どうしても特定の1者でしか履行できないものなど、その事業者と契約する理由がある場合は1者隨契となります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1者隨契と判断する根拠は添付されているのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由欄などに記載されます。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会で審査することになる随意契約は一者隨契に限らないのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・一者隨契も見積合わせも対象となります。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の資料の作成方法ですが、次回の審査対象は平成24年度下半期分なので、入札契約審査会で随意契約の審査を行っていません。 ・次回の資料では入札契約審査会に提出される審査依頼書を反映することはできませんが、内容がわかるような資料、たとえばいくつかの案件をピックアップするとか、いくら以上のものを審査対象とするとか、作成方法を検討させていただきたいと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・できれば一者随契だけではなく、見積合わせも審査対象としていただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・この場ですぐに次回の資料作成方法は示せませんので、事務局で検討する時間をいただいて次回の会議の前までに案を皆さんに提示させていただき、わかりづらい部分などご指摘をいただいて再度提示させていただきたいと思います。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・お願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の多い業者順の資料のうち、1番契約金額が大きいのはDSKで、平成23年度の資料では1億8千万円程度だったと思うが、平成24年度では上半期で2億円を超えてる。 ・何か特別なことがあったのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらの資料は上半期に契約したものの契約金額を記載していますので、業務そのものは1年間かかるものであっても、契約金額は1年分が今回の資料に記載されます。 ・下半期に契約するものはあまりないのではないかと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約で相手方と価格交渉はすべきだと思うが、たとえば資料の上位に記載されている業者の財務諸表を取り寄せて経営状況を確認してみてはどうでしょうか。 ・業者の収入に占める白井市との契約の割合が高ければ、価格交渉の理由にできると思う。 ・そういう視点で見てみるのもよいと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表を取り寄せて分析できる職員がいません。 ・しかし、随意契約を行う時は適正な価格で行う必要がありますので、適正な価格の把握については、今後、経理面について市の体制がととのってきたら検討とさせていただきたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・価格交渉は今までどおりしていただいて、相手の経営状況を確認することも視野に入れてみてはというご提案かと思いますのでよろしくお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承りたいと思います。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・議題3まで終了しましたが、本会の設置要綱では入札等監視委員会の審議の結果、入札あるいは随意契約に関して不適切な点や改善すべき点がある場合は、市長に対して意見を

	述べることとされていますが、今回の審議について市長へ報告すべきものはないということでおろしいか。
委員 委員	<ul style="list-style-type: none">・異議ありません。
委員長	<ul style="list-style-type: none">・市長への意見はないものとします。・その他に今日の審査の中でいくつか意見がありました。・1点目に市内業者育成と予算・税金の使い方の審議で、千葉県全体の状況を踏まえ、他市との比較等をしてはどうか、との意見がありました。・2点目に監視委員会の資料について、委員が判断できる材料が記載された資料となるよう資料の作成方法を検討していただきたいとの意見がありました。・3点目に随意契約を行う際の交渉材料として、相手方の財務状況を踏まえての交渉という方法もあってよいのではないか、との意見がありました。・続いて議題4に入ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・初回の入札等監視委員会の際に、この委員会の任期が平成26年1月26日で終了することについて、平成25年度上半期までの審議をしたところで委員の任期が終わり、下半期分の審議前に今の委員の任期が切れてしまう、とのご指摘をいただきました。・この指摘を踏まえ事務局で検討させていただきましたが、同じ委員の方に同じ年度の上半期と下半期の両方を審査していただいた方が良いのではないかという結論になりました。・この場で委員の皆さんにご了解をいただければ、任期を平成26年1月26日までとなっているところを平成26年12月31日まで延長させていただけるとありがたいのですがいかかでしょうか。
全委員	<ul style="list-style-type: none">・異議ありません。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。では、委嘱状を交付させていただきます。 (委嘱状交付)・事務局からは以上です。
委員長	<ul style="list-style-type: none">・本日の議題は全て終了しましたが、全体を通して何か意見はありますか。・特になければ、本日の入札等監視委員会を終了します。お疲れ様でした。